

嬉野サポート事業募集要項

I. 事業目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、大きな影響を受けながらも経営を継続し、終息後の反転攻勢のため、自ら創意工夫を持って新たな取り組みを行う事業者等に対して緊急支援を行うことにより、市内経済の活性化と新型コロナウイルス感染症終息後を見据えた魅力ある受入態勢強化を行う。

II. 補助対象事業者

補助事業の対象者（以下「事業者」という。）は、次の要件をすべて満たすものとする。

1 対象者

支援事業の対象者（以下「事業者」という。）は、次の要件をすべて満たすものとする。

(1) 市内に店舗及び事業所を有し事業を営む法人又は個人のうち、嬉野市が実施する「嬉野市 NEW ENJOY STYLE 宣言」を行い、感染防止策を講じている者。ただし嬉野市が行う、同様の事業・他機関・団体等の同様の事業の対象者は対象としない。

(2) 市税の滞納がないもの。

ただし、市税に滞納がある場合、市税納付に係る誓約を行うこと。

(3) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当しない者。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年 法律77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

ク イからキまでに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

2 第1項の事業者は、前項のアからクまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(4) 次に掲げるアからオまでのいずれにも該当しないこと。

ア 国、法人税法別表第一に規定する公共法人

イ 風営法第2条5項に該当する事業者

ウ 政治団体

エ 宗教上の組織若しくは団体

オ アからエまでに掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと市長が判断する者

注1) 原則として補助金は1つの事業者が1回のみ交付を受けることができる。

注2) 系列店、グループ企業などは1つの店舗を1つの事業者としてみなします。

ただし、補助対象となる取り組みが異なるものが対象となります。

注3) 複数の事業者が連携して応募する場合も対象とします。その場合、代表事業者を選定し、連携する全ての事業者の連名で申請してください。

III 事業内容

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、お客様から選ばれ続けるために、事業者が自ら創意工夫を持って新たな取り組みを行う地域経済活性化を目的とした事業

・誘客・イベント事業

・販売戦略、販路拡大事業

*事業内容はソフト事業に限ります。

注) ただし、嬉野市が行う令和2年度及び令和3年度の新型コロナウイルス感染症対策事業及び嬉野市商工会事業（中小企業販路開拓事業、うれしの地場産品ものづくり支援事業）における同様の事業、国、県、他機関、他団体等の同様の事業により補助金の交付を受けていないものが補助の対象となる。

IV 補助事業期間

交付決定日から事業完了日まで

令和4年3月18日までに事業完了するものであること。

(但し、市長が必要と認めるときは、変更することができる。)

注) 交付決定前の事業開始は認めないものとする。

V 補助対象経費

1 印刷製本費

2 通信運搬費

3 施設等利用料

4 賃借料

5 広報費

6 システム設計・運用費

7 委託費

8 販売戦略・販路拡大費

[補助対象外経費]

- 1 飲食費
- 2 人件費
- 3 備品・消耗品費
- 4 旅費・宿泊料
- 5 領収書等金額が確認できるものが残っていない経費
※領収書はすべて申請者の名義である必要があります。
- 6 割引クーポン発行事業
- 7 その他、補助対象経費として不適切と判断されるもの。

VI 補助金の額

総事業費における補助対象経費の10分の10以内とする。

※総事業費が10万円以上であること

※上限

単一事業者が申請される場合・・・30万円を上限とする。

連携事業者が申請される場合・・・50万円を上限とする。

※ただし、予算の範囲内での補助金額とする。予算総額は約3,000万円。

VII 申請方法

提出書類に必要な事項を記入の上、紙媒体により郵送または提出。

1 提出場所

【塩田町地区】

〒849-1411

嬉野市塩田町大字馬場下甲 1777 番地 1

嬉野市商工会本所 経営支援課

TEL: 0954-66-2555

【嬉野町地区】

〒843-0392

嬉野市嬉野町大字下宿乙 1185 番地

嬉野市役所 観光商工課 商工グループ

TEL: 0954-42-3310

2 申請書受付期間

令和3年11月17日（水曜日）から12月13日（月曜日）17時00分 必着
注）応募の状況により、受付期間が変更になることもあり。

*募集期間を令和4年1月14日（金曜日）まで延長致します。

3 提出書類

- (1) 交付申請書（様式1号）
- (2) 事業計画書（様式2号）※任意様式可
- (3) 収支予算書（様式3号）※任意様式可

※その他、必要な書類がある場合、個別に依頼する場合あり。

※事業計画書には個々の事業所の振興に加えて、嬉野市全体の活性化につながる企画としての取り組みを必ず盛り込むこと。

VIII. 採択方法

申請書を受付順に内容を審査のうえ、予算の範囲内で採択事業を決定します。

採択順に補助金交付決定を行います。予算に達し次第、申請受付を終了します。

・予算の都合上、申請事業の内容（事業費を含む）を変更して採択する場合があります。

※迅速な手続きを行うため、審査期間を非常に短く設定しています。

そのため、円滑な審査に協力いただけない場合、採択できないことがあります。

IX 実績報告

事業終了後30日以内または、令和4年3月31日（木）までのいずれか早い日まで
に実績報告書等を提出すること。

1 提出場所 申請書提出場所と同じ

2 提出書類

- (1) 実績報告書（様式4号）
- (2) 事業報告書（様式5号）※任意様式可
- (3) 収支決算書（様式6号）※任意様式可
- (4) 領収書または請求書（支出費用がわかるもの）
- (5) 補助金請求書（様式7号）

注）必要に応じて前金払い（概算払）も可能とするが、補助金申請額の3分の2を上限とする。この場合、概算払い請求書（様式8号）を提出しなければならない。

X その他注意事項

1 交付決定後の事業費の拡大による補助金額の増額は認めない。

2 災害等（新型コロナウイルス感染拡大による影響も含む）により、やむを得ず事業規模を縮小し、補助金額が減額になる場合は、補助金等事業計画変更承認申請書（様式9号）を提出するものとする。この際、前金払いにより、変更後の交付決定額以上の補助金を受領している場合は、超過金額を遅滞なく返納しなければならない。

3 補助金の対象に著作権が発生するもの（画像、写真、動画等）の著作権は交付事業者に帰属するが、市が公共の利益のため使用する必要がある場合は、無償で提供すること、また第三者が使用する際も無償で提供することを交付の条件とする。